

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪狭山市は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させないよう適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関連事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先である事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結していること、また、情報の管理体制や秘密保持についても併せて求めることで、不正利用等への対策を講じている。

評価実施機関名

大阪狭山市長

公表日

令和3年9月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	①介護保険被保険者証の交付事務 ②介護保険被保険者証の再交付事務 ③介護保険資格管理事務 ④介護保険料賦課要件の確認事務 ⑤介護保険料額の通知事務(毎月) ⑥介護保険料額の通知事務(仮算定・本算定) ⑦介護保険料の減免・徴収猶予事務 ⑧居宅サービス計画作成依頼(変更)の届出受理事務 ⑨介護予防サービス計画作成依頼(変更)の届出受理事務 ⑩介護給付費支給関係事務 ⑪要介護認定申請の受理事務 ⑫要介護認定における医療被保険者資格の確認事務 ⑬要介護認定の結果の通知事務 ⑭要支援認定申請の受理事務 ⑮要支援認定における医療被保険者資格の確認事務 ⑯要支援認定の結果の通知事務 ⑰要介護更新認定の申請の受理事務 ⑱要介護更新認定における医療被保険者資格の確認事務 ⑲要支援更新認定の申請の受理事務 ⑳要支援更新認定における医療被保険者資格の確認事務 ㉑要支援更新認定の結果の通知事務 ㉒要介護状態区分の変更の認定の申請の受理事務 ㉓要介護状態区分の変更の認定における医療被保険者資格の確認事務 ㉔要介護状態区分の変更の結果の通知事務 ㉕要支援状態区分の変更の認定の申請の受理事務 ㉖要支援状態区分の変更の認定における医療被保険者資格の確認事務 ㉗要支援状態区分の変更の結果の通知事務 ㉘住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認事務 ㉙介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請の受理事務 ㉚介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請内容の確認事務 ㉛介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の通知事務
③システムの名称	・宛名システム、介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険被保険者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二(1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56-2.58.61.62.80.81.87.88.90.94.95.97.106.108.109.120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1.2.3.4.5.6.7.10.12-3.15.19.22-2.24-2.25.25-2.30.31-2.32.33.43.43-2.44.44-2.47.49.53.55.55-2.59-3の各条) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二(93.94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(46.47条)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I、1.①事務の名称	介護保険関連事務基礎項目評価書	介護保険関連事務	事後	
令和1年6月26日	I、1.③システムの名称	・COKAS R/AD II (介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	・宛名システム、介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	事後	
令和1年6月26日	I、3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和1年6月26日	I、4.②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二<別表第二における情報提供の根拠>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項[1. 2. 3. 4. 5. 6. 17. 22. 26. 30. 33. 39. 42. 56の2. 58. 61. 62. 80. 81. 87. 88. 90. 93. 94. 95. 106. 117]<別表第二における情報照会の根拠>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付」が含まれる項[93. 94. 95]	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二 (1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56-2.58.61.62.80.81.87.88.90.94.95.97.106.108.109.119の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(1.2.3.5.6.7.10.12-3.15.19.22-2.24-2.25.25-2.30.31-2.32.33.43.43-2.44.47.49..53.55.55-2.59-3の各条) <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二(93.94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(46.47条)	事後	
令和1年6月26日	I、5.②所属長	高齢介護グループ課長 口野 佳秀	課長	事後	
令和1年6月26日	I、7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大阪狭山市保健福祉部高齢介護グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	I、8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	大阪狭山市保健福祉部高齢介護グループ 電話:072-366-0011	大阪狭山市健康福祉部高齢介護グループ 住所:大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話:072-366-0011	事後	
令和1年6月26日	II、1(いつの時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II、2(いつの時点の計数か)	平成27年4月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	(全項目追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I、4.②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 (1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56-2.58.61.62.80.81.87.88.90.94.95.97.106.108.109.119の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1.2.3.5.6.7.10.12-3.15.19.22-2.24-2.25.25-2.30.31-2.32.33.43.43-2.44.47.49..53.55.55-2.59-3の各条) <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 (93.94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (46.47条) 	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 (1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.56-2.58.61.62.80.81.87.88.90.94.95.97.106.108.109.120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1.2.3.4.5.6.7.10.12-3.15.19.22-2.24-2.25.25-2.30.31-2.32.33.43.43-2.44.44-2.47.49.53.55.55-2.59-3の各条) <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 (93.94の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (46.47条) 	事後	
令和3年9月17日	II、1(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和3年7月31日時点	事後	
令和3年9月17日	II、2(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和3年7月31日時点	事後	